

山梨県給食食材放射線検査事業について

I 目的

学校等の給食食材の放射能汚染に対する保護者等の関心が高いことから、学校給食の一層の安全・安心を図るため、文部科学省の補助事業による放射線検査機器5台を整備し、県下国公立の学校・保育所等の給食食材の放射線検査（スクリーニング検査）を実施する。

また、スクリーニングレベルを超え、基準値以下の測定値であった場合はゲルマニウム半導体検査を実施する。

II 事業概要

1 スクリーニング検査

(1) 検査機器：NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメーター

(2) 検査場所：「中北保健福祉事務所」「富士・東部保健福祉事務所」

※ スクリーニング検査とは、検体の放射性物質の濃度が、食品衛生法で規定する基準値よりも確実に低いことを判別する検査です。

2 ゲルマニウム半導体検査

(1) 検査機器：ゲルマニウム半導体検出器

(2) 検査場所：山梨県衛生環境研究所

※ スクリーニング検査において、スクリーニングレベル(50Bq/kg)を超える検査値が出た場合は、ゲルマニウム半導体検出器で再検査を行います。

3 対象施設：小・中学校、定時制高校、特別支援学校、幼稚園及び保育所等の給食施設

4 検査対象：放射線検査に供する給食食材は、放射線セシウムの基準値 100Bq/kg が適用される。「一般食品」とする。

5 検査項目：放射線セシウム（Cs-134 及び Cs-137）

※ 平成 24 年 11 月 30 日までは、放射性ヨウ素（I-131）も検査しておりましたが半減期が短い放射性ヨウ素（I-131）（約 8 日）については、東日本大震災に伴う原子力事故由来の検出が考えられなくなったことから、平成 24 年 12 月 1 日以降、検査項目から削除しました。

- 6 検査日：検査結果により、当該食材を給食に使用することの適否を判断するため、検査は給食提供日の前日までに行う。
北杜市学校給食調理施設(5施設)については、毎月1施設2品目の検査を実施する。
- 7 対応：(1) 放射線セシウムの検査結果により、次のように対応する。
- ① スクリーニング検査
 - ア 測定下限値未滿またはスクリーニングレベル以下の測定値
→ 再検査は実施しない。
 - ② ゲルマニウム半導体検査
 - イ スクリーニングレベルを超え、基準値以下の測定値
→ 山梨県衛生環境研究所のゲルマニウム半導体検出器で再検査を行う。
 - ③ 収去検査
 - ウ ゲルマニウム半導体検出器による再検査の結果、基準値を超えた場合、またはスクリーニング検査の結果、基準値を超えた場合。
- (2) 再検査または収去検査の結果、基準値を超えた場合、給食実施者は当該食品を給食に使用しない。
- (3) 給食提供日の調理開始までに再検査または収去検査の結果が判明しない場合、給食実施者は、当該食品を給食に使用しない。
- (4) 再検査の結果を公表する。
- (5) 放射性ヨウ素(1-131)については、検査項目から削除する。
- 8 公表：① 給食実施者または市町村は、検査結果をホームページ、掲示版等において公表する。主な公表内容は次のとおりです。
(品名・産地・採取日・検査日・検査場所・測定結果)
- ② 山梨県は、1日分の検査結果を山梨県のホームページにおいて公表する。